

平成十七年政令第九十三号

官公庁施設の建設等に関する法律第十二条
第一項の規定によりその敷地及び構造に係
る劣化の状況の点検を要する建築物を定め
る政令

内閣は、官公庁施設の建設等に関する法律（昭
和二十六年法律第八十一号）第十二条第一項の
規定に基づき、この政令を制定する。

官公庁施設の建設等に関する法律第十二条第
一項の政令で定める建築物は、事務所その他こ
れに類する用途に供する建築物（建築基準法
（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十五条第
二項に規定する建築物及び災害があつた場合に
おいて建築物の用途を変更して同法第八十七条
の三第二項に規定する公益的建築物として使用
するときに於ける当該公益的建築物を除く。）
のうち、次の各号のいずれかに該当するものと
する。

- 一 階数が二以上である建築物
- 二 延べ面積が二百平方メートルを超える建築
物

附 則

この政令は、建築物の安全性及び市街地の防
災機能の確保等を図るための建築基準法等の一
部を改正する法律（平成十六年法律第六十七
号）の施行の日（平成十七年六月一日）から施
行する。

附 則 （令和元年六月一九日政令第三〇
号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、建築基準法の一部を改正す
る法律の施行の日（令和元年六月二十五日）か
ら施行する。